

議案第2号

鳥取県高等学校現業職員労働組合との労働協約の一部改訂について

鳥取県高等学校現業職員労働組合との労働協約の一部改訂について、別紙のとおり提出します。

平成23年12月22日

鳥取県教育委員会教育長 横 濱 純 一

鳥取県高等学校現業職員労働組合との労働協約の一部改訂について

高等学校課

1 改訂理由

平成23年11月議会において、職員の給与に関する条例の一部改正が議決されたことに伴い、当該条例に準ずることとしている現業職員の給与について労働協約の改訂を行う。

2 改訂概要

平成20年12月25日に鳥取県高等学校現業職員労働組合と締結した労働協約を、次のとおり改訂する。

給料月額引き下げ

現業職給料表に定める給料月額に、職務の級が3級である組合員は1,000分の959、職務の級が2級以下である組合員は1,000分の994を乗じて得た額とする。

| | | |
|-----------|----------------|------------|
| 職務の級が3級 | : 1,000分の965 | 1,000分の959 |
| 職務の級が2級以下 | : 1,000分の1,000 | 1,000分の994 |

3 適用期日

この協約は、締結の日の属する月の翌月の初日から適用する。
(平成24年1月1日の予定)

勞 働 協 約

労働協約

目 次

- 第1章 総則（第1条・第2条）
- 第2章 組合活動（第3条 - 第6条）
- 第3章 勤務時間、休暇等（第7条 - 第9条）
- 第4章 人事（第10条・第11条）
- 第5章 苦情処理（第12条 - 第20条）
- 第6章 団体交渉（第21条 - 第26条）
- 第7章 給与等（第27条 - 第52条）
- 第8章 協約の期間及び改訂（第53条 - 第55条）
- 附 則

第1章 総 則

（目的）

第1条 この協約は、鳥取県教育委員会（以下「甲」という。）と鳥取県高等学校現業職員労働組合（以下「乙」という。）とが、業務の能率的な遂行と組合員の労働条件の維持改善に資するとともにその平和的な労働関係の確立を図ることを目的として締結する。

（協約適用の範囲）

第2条 この協約の適用を受ける者の範囲は、鳥取県立高等学校及び鳥取県立特別支援学校に勤務する組合員で、次の職にあるものとする。

学校技能班長、学校技能副班長、自動車整備士、運転士、現業主事又は学校技能主事

2 乙は、前項に定める職員以外の者を組合員とすることができる。

第2章 組合活動

（組合活動の時間）

第3条 組合員の組合活動は、勤務時間外に行うものとする。

2 前項の規定にかかわらず、組合員は、勤務時間中次の会合等に出席することができる。この場合において、甲は、当該組合員の職務に専念する義務を免除する。

（1） 団体交渉

（2） 苦情処理共同調整会議

3 組合員は、前項の会合等に出席する場合は、そのつど所属長にその旨を届け出なければならない。

（組合の宣伝活動）

第4条 甲は、その施設内に、乙が専用掲示板を設置することを認める。

2 前項の掲示板の数及び位置は、乙の申請に基づいて甲が決定する。

3 掲示板を使用するに当たっての掲示内容は、組合活動の範囲内とする。言論の発表、文書の配布、放送等の内容もまた同様とする。

（組合業務専従者）

第5条 甲は、乙が組合員の中から組合役員として専ら組合の業務に従事する者を置くことを許可することができる。この場合において、甲はいかなる給与も支給しない。

2 前項の許可の期間は、職員としての在職期間を通じ、7年を超えない範囲内とする。

（組合規約の提出等）

第6条 乙は、次の各号の一に該当する場合は、その都度甲に通知するものとする。

（1） 乙が規約を作成し、又は変更したとき

（2） 乙の組合員が乙の役員を選任し、又は解任したとき

（3） 乙の組合員が他の団体の役員に選任され、又は解任されたとき

（4） 乙が他の団体に加入し、提携し、又はこれを脱退したとき

第3章 勤務時間、休暇等

(勤務時間、休日、休暇等)

第7条 組合員の勤務時間、休憩時間、休日、休暇等については、次の条例等を適用又は準用する。

- (1) 鳥取県の休日を定める条例(平成元年鳥取県条例第5号)
- (2) 職員の勤務時間、休暇等に関する条例(平成6年鳥取県条例第35号)
- (3) 職務に専念する義務の特例に関する条例(昭和26年鳥取県条例第5号)
- (4) 職員の勤務時間、休暇等に関する規則(平成6年鳥取県人事委員会規則第15号)
- (5) 職務に専念する義務の特例に関する規則(平成6年鳥取県人事委員会規則第16号)

(部分休業)

第8条 組合員の育児に伴う部分休業(当該組合員がその小学校就学の始期に達するまでの子を養育するため1日の勤務時間の一部(2時間を超えない範囲内の時間に限る。))について勤務しないことをいう。以下同じ。)については、地方公務員の育児休業等に関する法律(平成3年法律第110号。以下「育児休業法」という。)の適用を受ける者の例による。

2 組合員の修学部分休業(当該組合員が修学のため1週間の勤務時間の一部を勤務しないことをいう。以下同じ。)については、地方公務員法(昭和25年法律第261号)第26条の2の規定の適用を受ける者の例による。

(時間外労働)

第9条 甲又は甲の委任を受けた者は、業務の都合により必要のある場合は、乙とあらかじめ協定した範囲内において組合員に時間外勤務及び休日勤務を命ずることができる。ただし、災害その他緊急やむをえない場合においては、協定の範囲を超えて時間外勤務及び休日勤務を命ずることができる。

第4章 人 事

(任用)

第10条 組合員の任用については、次の法律等を適用する。

- (1) 地方公務員法第3章第2節任用
- (2) 職員の任用に関する規則(昭和27年鳥取県人事委員会規則第11号)

(分限及び懲戒)

第11条 組合員の分限及び懲戒については、次の法律等を適用する。

- (1) 地方公務員法第3章第5節分限及び懲戒
- (2) 職員の分限に関する手続及び効果に関する条例(昭和26年鳥取県条例第39号)
- (3) 職員の分限に関する手続及び効果に関する規則(昭和26年鳥取県人事委員会規則第7号)
- (4) 職員の定年等に関する条例(昭和59年鳥取県条例第1号)
- (5) 職員の再任用に関する条例(平成13年鳥取県条例第2号)
- (6) 職員の懲戒の手続、効果等に関する条例(昭和26年鳥取県条例第40号)
- (7) 職員の懲戒の手続、効果等に関する規則(昭和26年鳥取県人事委員会規則第8号)

第5章 苦情処理

(苦情処理機関)

第12条 組合員の苦情を処理するための機関は、次のとおりとする。

- (1) 組合員の所属する学校の長
- (2) 高等学校課長、特別支援教育課長
- (3) 苦情処理共同調整会議(以下「会議」という。)

(苦情の範囲)

第13条 前条の苦情とは、次の各号に定めるもので、団体交渉をもってとり上げるに至らないものをいう。

- (1) 日常の作業条件から起る組合員の不平不満
- (2) 人事に関する組合員の不平不満
- (3) 日常の作業条件に係のある法令、条例、規則、訓令、内訓、通知等の解釈及び適用に関する紛議

(会議の委員)

第14条 会議の委員は、甲が指名する者(以下「甲側委員」という。)及び乙を代表する者(以下「乙側委員」という。)それぞれ3人とし、委員の資格及び氏名は、会議の日の4日前までに甲、乙相互に通知するものとする。

2 苦情の申立人は、その苦情に関し、会議の委員となることはできない。

(会議)

第15条 会議は、甲側委員、乙側委員それぞれ全員の出席により成立する。

2 会議の決定は、委員全員一致による。

3 会議の議事は非公開とする。ただし、会議が公開と決めた事項については、この限りでない。

4 会議は、甲及び乙に対し、必要な書類の提出を求め、又は関係者の出席を求めて実情を聴取し、及び意見を聴することができる。

5 会議は、決定した事項を3日以内に甲及び乙に通知するものとする。

(会議の事務)

第16条 会議の事務は、高等学校課においてつかさどる。

(苦情の申立て)

第17条 苦情を有する組合員は、直接又は乙を通じ第12条の苦情処理機関に対して別紙様式第1による苦情申立書(以下「申立書」という。)により苦情の申立てをすることができる。

2 組合員は、次の場合においては、第12条に定める順序に従って、他の苦情処理機関に対して申立書により苦情の申立てをすることができる。ただし、次の第2号に基づく苦情の申立ては、処理の通知を受けた日から10日以内に処理通知の写しを付して行わなければならない。

(1) 苦情の申立てをした日から14日を経過してもやむをえない理由なくして決定がなされない場合

(2) 苦情処理機関の決定に対して異議がある場合

3 組合員は、第12条第2号の苦情処理機関に対する苦情の申立てが前項各号の一に該当するに至ったときは、その日から10日以内に、申立書及び処理通知の写しを添えた文書により乙に対してその苦情を会議により解決するための措置をとることを求めることができる。

4 組合員が免職された場合において免職に関し苦情を有するときは、免職の日から10日以内に申立書を添えた文書により、乙に対してその苦情を会議により解決するための措置をとることを求めることができる。

5 乙は、前2項の要求を受け必要と認めるときは、申立者から提出された文書の写しを添えた文書により甲に対して会議の開催を求めるものとする。

6 苦情処理機関による処理の通知を受けた日から10日以内に第2項又は第3項に規定する手続がとられない苦情は、解決したものとみなす。

7 組合員は、解決した苦情(会議で決定した苦情を含む。)について重ねて苦情の申立てをすることはできない。

(苦情処理機関の苦情処理)

第18条 苦情の申立てを受けた苦情処理機関は、誠意をもってすみやかに苦情の処理を行い、その結果を申立者に通知するものとする。ただし、苦情の内容が自己の権限に属しないときは、申立書を権限を有する苦情処理機関及び高等学校課長に移送し、その旨を申立者に通知するものとする。

(会議の苦情処理)

第19条 甲は、乙から会議の開催を求められたとき又は苦情処理機関で解決することが困

難な苦情について必要と認め乙の同意を得たときは、それらの日から10日以内に、会議を開催してその処理を決定するように措置するものとする。

2 会議で解決不能となった事項の解決方法については、会議でその都度協議するものとする。

(秘密保持の義務)

第20条 関係当事者は、苦情処理に関して知り得た甲及び乙又は個人の秘密を他に漏らしてはならない。

第6章 団体交渉

(団体交渉の原則)

第21条 甲及び乙は、相互に団体交渉（以下「交渉」という。）に応ずる義務があり、交渉は双方が相手の立場を尊重し、誠意と秩序をもって円満に妥結するように努めるものとする。

(交渉の範囲)

第22条 交渉の範囲は、次のとおりとする。

(1) 地方公営企業等の労働関係に関する法律（昭和27年法律第289号）第7条に規定する事項

(2) 労働協約の解釈に関する事項

(3) 労働協約の締結、改訂、更新に関する事項

(交渉委員)

第23条 交渉は、甲、乙の交渉委員によって行うものとする。

2 甲側の交渉委員は、甲が指名する者とし、乙側の交渉委員は、乙を代表する者又は乙が指名する者とする。

3 交渉委員の数は、交渉の都度あらかじめ甲、乙協議して定める。

(交渉の請求)

第24条 交渉の請求は、次に掲げる事項を記載した書面を交渉の日の4日前までに相手方に提出することによって行う。ただし、緊急を要する場合は、この限りでない。

(1) 交渉の日時及び場所

(2) 交渉事項

(3) 交渉委員の資格及び氏名、記録員の数並びに交渉事項について説明員を必要とするときはその氏名

(4) その他必要な事項

2 前項の請求を受けたものは、交渉委員を決定し、交渉日の前日までに相手方に通知しなければならない。

3 第1項第1号に関して請求に応ずることができないときは、機を失することなくその理由並びに希望する日時及び場所を示して相手と協議しなければならない。

4 交渉が予定の日時に終了しないときは、双方協議の上その時間を延長し又は別に日時を決定するものとする。

(交渉の結果)

第25条 交渉によって妥結した事項は、書面2通を作成し、甲、乙それぞれ記名押印することによって効力を生ずる。ただし、地方公営企業等の労働関係に関する法律第8条から第10条までの規定に該当する事項については、それぞれ当該規定の定めるところによる。

(斡旋、調停又は仲裁の申請)

第26条 甲、乙双方が誠意をもって交渉を繰り返してもなお妥結しないときは、相手方に通知したのち地方労働委員会に斡旋、調停又は仲裁の申請をすることができる。ただし、仲裁の申請は、調停を経て行うものとする。

第7章 給与等

(給与の種類)

第27条 組合員の給与の種類は、給料、扶養手当、住居手当、通勤手当、単身赴任手当、特殊勤務手当、時間外勤務手当、休日勤務手当、夜間勤務手当、宿日直手当、期末手当、勤勉手当及び退職手当とする。

(給料表)

第28条 給料表は別表第1のとおりとする。

- 2 甲は、別表第2の級別職務分類表に従い、すべての組合員の職務の級を決定し、前項の給料表により給料を組合員に支給するものとする。
- 3 地方公務員法第28条の4第1項、第28条の5第1項又は第28条の6第1項若しくは第2項の規定により採用された職員である組合員(以下「再任用組合員」という。)の給料月額、給料表の再任用職員の欄に掲げる給料月額のうち、その者の属する職務の級に応じた額とする。
- 4 組合員の初任給は、次のとおりとする。

初任給基準表

| | |
|---------|-----------|
| 学 歴 免 許 | 初 任 給 |
| 高 校 卒 | 1 級 5 号 給 |

- 5 新たに給料表の適用を受ける職員となった組合員の経験年数は、学歴免許等の資格取得後(初任給基準表の備考欄の規定により学歴免許を高校卒とされたものについては、その就業に必要な免許等の資格を取得後)における期間について別表第3に定める換算率を乗じて得た年数に調整年数を増減した年数とする。この場合において調整年数については、職員の給与に関する条例(昭和26年鳥取県条例第3号。以下「給与条例」という。)の規定の適用を受ける者の例による。
- 6 新たに給料表の適用を受ける職員となった組合員の号給は、給与条例の適用を受ける者の例により決定するものとする。
- 7 育児休業法第10条第3項の規定により同条第1項に規定する育児短時間勤務の承認を受けた組合員(同法第17条の規定による短時間勤務をすることとなった組合員を含む。)及び地方公務員法第28条の5第1項に規定する短時間勤務の職を占める職員(以下「短時間勤務職員」という。)である組合員の給料月額は、第1項から前項までの規定にかかわらず、これらの規定による給料月額に、給与条例の適用を受ける短時間勤務職員の例によりその者の勤務時間に応じて得た数(以下「勤務割合」という。)を乗じて得た額とする。

(昇給昇格)

第29条 組合員の昇給及び昇格については、給与条例の適用を受ける者の例による。

(給料)

第30条 給料は、正規の勤務時間による勤務に対する報酬であって扶養手当、住居手当、通勤手当、単身赴任手当、特殊勤務手当、時間外勤務手当、休日勤務手当、夜間勤務手当、宿日直手当、期末手当、勤勉手当及び退職手当を含まないものとする。

- 2 組合員の受ける給料は、その職務の複雑、困難及び責任の度に応じ、かつ、勤務の強度、勤務時間、勤務環境その他の勤務条件を考慮したものでなければならない。

(扶養手当)

第31条 扶養手当は、扶養親族のある組合員に対して支給する。

(住居手当)

第32条 住居手当は、次の各号のいずれかに該当する組合員に対して支給する。

- (1) 自ら居住するため住宅(貸間を含む。)を借り受け、家賃(使用料を含む。)を支払っている組合員(知事が定める組合員を除く。)
- (2) その所有に係る住宅(規則で定めるこれに準ずる住宅を含む。)のうち当該組合員その他規則で定める者によって新築され、又は購入されたものであって、当該新築又は購入の日から起算して5年を経過していないものに居住している組合員で世帯主であるもの
- (3) 第34条第1項又は第2項の規定により単身赴任手当を支給される組合員で、配偶

者が居住するための住宅（知事が定めるものを除く。）を借り受け、家賃を支払っているもの又はこれらのものとの権衡上必要があると認められるものとして知事が定めるもの

（通勤手当）

第33条 通勤手当は、次の各号に掲げる組合員に支給する。

- （1）通勤のための交通機関又は有料の道路（以下「交通機関等」という。）を利用してその運賃又は料金（以下「運賃等」という。）を負担することを常例とする組合員（交通機関等を利用しなければ通勤することが著しく困難である組合員以外の組合員であって交通機関等を利用しないで徒歩により通勤するものとした場合の通勤距離が片道2キロメートル未満であるもの及び第3号に掲げる組合員を除く。）
- （2）通勤のため自動車その他の交通の用具（以下「自動車等」という。）を使用することを常例とする組合員（自動車等を使用しなければ通勤することが著しく困難である組合員以外の組合員であって自動車等を使用しないで徒歩により通勤するものとした場合の通勤距離が片道2キロメートル未満であるもの及び次号に掲げる組合員を除く。）
- （3）通勤のため交通機関等を利用してその運賃等を負担し、かつ、自動車等を使用することを常例とする組合員（交通機関等を利用し、又は自動車等を使用しなければ通勤することが著しく困難である組合員以外の組合員であって、交通機関等を利用せず、かつ、自動車等を使用しないで徒歩により通勤するものとした場合の通勤距離が片道2キロメートル未満であるものを除く。）

（単身赴任手当）

第34条 公署を異にする異動又は在勤する公署の移転に伴い、住居を移転し、父母の疾病その他の知事が定めるやむを得ない事情により、同居していた配偶者と別居することとなった組合員で、当該異動又は公署の移転の直前の住居から当該異動又は公署の移転の直後に在勤する公署に通勤することが通勤距離等を考慮して知事が定める基準に照らして困難であると認められるもののうち、単身で生活することを常況とする組合員には、単身赴任手当を支給する。ただし、配偶者の住居から在勤する公署に通勤することが、通勤距離等を考慮して知事が定める基準に照らして困難であると認められない場合は、この限りでない。

- 2 国家公務員（国家公務員退職手当法（昭和28年法律第182号）第2条に規定する者をいう。）又は組合員以外の地方公務員であった者から引き続きこの協約の適用を受ける組合員となり、これに伴い、住居を移転し、父母の疾病その他の知事が定めるやむを得ない事情により、同居していた配偶者と別居することとなった組合員で、当該適用の直前の住居から当該適用の直後に在勤する公署に通勤することが通勤距離等を考慮して知事が定める基準に照らして困難であると認められるもののうち、単身で生活することを常況とする組合員（任用の事情等を考慮して知事が定める組合員に限る。）その他前項の規定による単身赴任手当を支給される組合員との権衡上必要があると認められるものとして知事が定める組合員には、前項の規定に準じて、単身赴任手当を支給する。

（特殊勤務手当の種類等）

第35条 特殊勤務手当の種類は、有害物等取扱手当とする。

- 2 有害物等取扱手当の支給を受ける職員の範囲及び手当の額は、職員の特殊勤務手当に関する条例（昭和27年鳥取県条例第39号）の規定の適用を受ける者の例による。

（特殊勤務実績簿）

第36条 前条第1項の特殊勤務手当を支給する場合の特殊勤務実績簿を、別紙様式第2のとおり定める。

（時間外勤務手当）

第37条 正規の勤務時間外に勤務することを命ぜられた組合員には、正規の勤務時間外に勤務した全時間に対し、時間外勤務手当を支給する。

（休日勤務手当）

第38条 組合員には、正規の勤務日が国民の祝日に関する法律（昭和23年法律第178号）に

規定する休日及び年末年始等で知事が定める日（以下「休日等」という。）に当たっても正規の給与を支給する。

2 休日等において、正規の勤務時間中に勤務することを命ぜられた組合員には、正規の勤務時間中に勤務した全時間に対して、休日勤務手当を支給する。

（夜間勤務手当）

第39条 正規の勤務時間として、午後10時から翌日の午前5時までの間に勤務する組合員には、その間に勤務した全時間に対して、夜間勤務手当を支給する。

（宿日直手当）

第40条 宿日直勤務を命ぜられた組合員には、宿日直手当を支給する。

2 前項の勤務は、第37条、第38条第2項及び前条の勤務には含まれないものとする。

（期末手当）

第41条 期末手当は、6月1日及び12月1日（以下この条においてこれらの日を「基準日」という。）にそれぞれ在職する組合員に対して支給する。

これらの基準日前1月以内に退職し、若しくは地方公務員法第16条第1号に該当して同法第28条第4項の規定により失職し、又は死亡した組合員で甲が給与条例の適用を受ける者の例により別に定めるものについても同様とする。

（勤勉手当）

第42条 勤勉手当は、6月1日及び12月1日（以下この条においてこれらの日を「基準日」という。）にそれぞれ在職する組合員に対し、基準日以前6月以内の期間におけるその者の勤務成績に応じて支給する。

これらの基準日前1月以内に退職し、若しくは地方公務員法第16条第1号に該当して同法第28条第4項の規定により失職し、又は死亡した組合員で甲が給与条例の適用を受ける者の例により別に定めるものについても、同様とする。

（退職手当）

第43条 組合員が退職したときは、職員の退職手当に関する条例（昭和37年鳥取県条例第51号）の規定に準じて退職手当を支給する。

（手当の額）

第44条 扶養手当、住居手当、通勤手当、単身赴任手当、時間外勤務手当、休日勤務手当、夜間勤務手当、宿日直手当、期末手当、勤勉手当及び退職手当の額については、給与条例の適用を受ける者の例による。

（再任用組合員等についての適用除外）

第45条 第31条、第32条、第34条及び第43条の規定は、再任用組合員及び育児休業法第18条第1項又は任期付職員の採用等に関する条例（平成14年鳥取県条例第67号）第4条の規定により任期を定めて採用された組合員には、適用しない。

（給与の減額等）

第46条 組合員が勤務しないときは、その勤務しないことにつき甲の承認があった場合その他知事が定める場合を除くほか、その勤務しない1時間につき、勤務1時間当たりの給与額を減額して給与を支給する。

2 組合員が育児に伴う部分休業、修学部分休業又は介護休暇の承認を受けて勤務しない場合には、前項の規定にかかわらず、その勤務しない1時間につき、勤務1時間当たりの給与額を減額して給与を支給する。

3 海外随伴休暇については、いかなる給与も支給しない。

（自己啓発等休業の承認を受けた組合員の給与）

第47条 地方公務員法第26条の5第1項の規定による承認を受けた組合員には、自己啓発等休業をしている期間については、給与を支給しない。

（育児休業の承認を受けた組合員の給与等）

第47条の2 育児休業法第2条第1項の承認を受けた組合員には、育児休業をしている期間については、給与を支給しない。ただし、期末手当及び勤勉手当については、この限りでない。

2 前項に規定するもののほか、育児休業の承認を受けた組合員の給与等の取り扱いにつ

いては、職員の育児休業に関する条例（平成4年鳥取県条例第6号）の適用を受ける者の例による。

（公益的法人等へ派遣された組合員の給与等）

第48条 公益的法人等への一般職の地方公務員の派遣等に関する法律（平成12年法律第50号）第2条第1項の規定により派遣をされた組合員の給与等の取り扱いについては、給与条例の適用を受ける者の例による。

2 公益的法人等への一般職の地方公務員の派遣等に関する法律第10条第1項の規定により採用された組合員の給与等の取り扱いについては、給与条例の適用を受ける者の例による。

（組合員費等の控除）

第49条 乙は、甲が給与の支給にあたり、健康保険法、厚生年金保険法、雇用保険法による被保険者負担保険料、組合費、物資購入後払代金、労働金庫への預金及び借入金月賦返済金その他乙が委託したものを控除することを認める。

2 甲は控除した組合費、物資購入後払代金、労働金庫への預金及び借入金月賦返済金その他乙が委託したものを給料支給日に乙の書記長に引き渡すものとする。

（賃金等で雇傭する組合員の給与）

第50条 賃金等で雇傭する組合員の給与については、この章の規定にかかわらず、他の組合員との均衡を考慮し、予算の範囲内で支給する。

（給与の支給）

第51条 この協約に定めるもののほか、組合員の給与の支給については、給与条例の適用を受ける者の例による。

（旅費）

第52条 組合員が公務のために旅行する場合の旅費については、職員の旅費に関する条例（昭和45年鳥取県条例第48号）の適用を受ける者の例による。

第8章 協約の期間及び改訂

（有効期間）

第53条 この協約の有効期間は、適用の日から起算して1年とする。ただし、有効期間満了の日の30日前までに甲又は乙のいずれからもこの協約の改訂の意思表示がないときは、期間満了後さらに1か年間この協約を同一条件をもって締結したものとみなし、以後各1か年ごとに同様とする。

（協約の改訂）

第54条 甲又は乙が、この協約を改訂しようとするときは、この協約有効期間満了の40日前までに、新協約案を付し、文書をもって、相手方に通知するものとする。

2 前項の通知があった場合は、甲、乙双方はこの協約の有効期間満了の30日前から協議を開始するものとする。

（協約一部改訂の場合）

第55条 前条第2項の交渉によって、この協約の期間満了までに新協約が締結できない場合は、改訂の申し入れがあった部分については3月、その他についてはさらに1年間有効とする。

附 則（平成18年1月26日）

（施行期日等）

1 この協約は、締結の日から施行する。ただし、学校技能班長及び学校技能副班長については、平成18年4月1日から設置する。

2 前項の規定にかかわらず、平成18年1月に支給されるべき給与の額は、なお従前の例による。

（組合員の給与の額の特例）

3 平成17年4月1日から平成20年3月31日までの間（以下「特例期間」という。）における組合員の給料月額、第28条第1項及び第7項並びに附則第11項の規定にかかわら

ず、これらの規定により定められた給料の月額（以下この項において「給料基礎額」という。）から当該額に100分の3（その職務の級が1級である組合員のうちその号給が38号給以下であるもの（以下「特定職員」という。）にあっては、100分の2）を乗じて得た額（当該額に1円未満の端数を生じたときは、これを切り捨てた額）を減じた額とする。ただし、次に掲げる額の算出の基礎となる給料月額は、給料基礎額とする。

（1）手当の額

（2）第44条の規定に基づき、給与条例第16条第2項の規定の例による勤務1時間当たりの給与額

4 特例期間における組合員の期末手当及び勤勉手当の額については、第44条の規定にかかわらず、雇用機会創出のための知事等及び職員の給与の特例、鳥取県雇用機会創出支援基金の設置並びに職員の定数等の特例に関する条例（平成14年鳥取県条例第4号）第7条第1項第1号に掲げる者（特定職員にあっては、同項第3号に掲げる者）の例による。

（準用等される条例の取扱い）

5 この協約中、条例を準用し、若しくは条例の規定に準じ、又は条例の適用を受ける者の例による場合における条例とは、この協約の締結の日において準用等される条例をいう。

（協約原本の作成）

6 この協約締結の証として原本2通を作成し、双方代表者はこの協約の末尾に記名押印するものとする。

（職務の級の切替）

7 平成18年2月1日（以下「切替日」という。）の前日から引き続き在職する職員であって同日においてその者が属していた職務の級（以下「旧職務の級」という。）が附則別表第1に掲げられているものの切替日における職務の級（以下「新職務の級」という。）は、当該職員に適用される職員の区分、旧職務の級及びその者が切替日の前日において受けていた号給又は給料月額（以下「旧号給等」という。）に応じ、同表の新職務の級の欄に定める職務の級とする。

（号給等の切替え等）

8 前項の規定により新職務の級を定められる職員のうち旧号給等が附則別表第2の期間の区分の欄に期間の定めのある旧号給等であるものの切替日における号給又は給料月額（以下「新号給等」という。）は、旧職務の級、旧号給等及び旧号給等を受けていた期間の区分に応じ、同表の新号給等の欄に定める新号給等とする。

9 附則第7項の規定により新職務の級を定められる職員のうち旧号給等が附則別表第2の期間の区分の欄に期間の定めのない旧号給等であるものの新号給等は、旧職務の級及び旧号給等に応じ、同表の新号給等の欄に定める新号給等とする。

10 附則第8項又は前項の規定により新号給等を決定される職員の当該新号給等を受ける期間に通算されることとなる期間は、附則別表第2の月数の欄に月数の定めのない職員にあっては切替日の前日においてその者が旧号給等を受けていた期間（以下「切替前昇給期間」という。）とし、同表の月数の欄に月数の定めのある職員にあっては切替前昇給期間に当該月数の欄に定める月数に相当する期間を加減して得た期間に相当する期間とする。

（経過措置）

11 附則第8項、附則第9項又は前項の規定の適用を受ける職員のうち、これらの規定により定められる切替日における給料月額（以下「切替日給料月額」という。）が切替日の前日に受けていた給料月額（以下「切替前給料月額」という。）に達しないこととなるものの平成23年3月31日までの間の給料月額は、第28条の規定にかかわらず、切替日給料月額に切替前給料月額から切替日給料月額を差し引いた額に附則別表第3の左欄に掲げる期間の区分に応じ同表の右欄に定める割合を乗じて得た額（その額に1円未満の端数があるときは、その端数を切り捨てた額）を加えた額（職務の級が3級でせあるものには、当該額に1,000分の965を乗じて得た額（その額に1円未満の端数があるときは、その端数を切り捨てた額））とする。ただし、当該額が第28条の規定により算出した場合における給料月額に達しないこととなる場合には、当該給料月額に達しないこととなった日以後の給料月額については、この限りでない。

- 12 前項の規定の適用により他の職員と著しい不均衡を生ずる場合においては、他の職員との権衡上必要と認められる限度において、必要な調整を行うことができる。
- 13 第11項又は前項の規定の適用を受ける職員に対する第44条及び第51条の規定の適用については、退職手当に係る部分（職員の退職手当に関する条例の一部を改正する条例（平成18年鳥取県条例第45号）附則第2項及び第4項に規定する施行日の前日に受けていた給料月額に係る部分を除く。）を除き、額の算出の基礎とする給料月額は第11項又は前項の規定による給料月額とする。

附則別表第1（附則第7項関係）

| 職員の区分 | 旧職務の級 | 号給又は給料月額 | 新職務の級 |
|----------------|-------|-----------------|-------|
| 再任用職員 以外の職員 | 1級 | 11号給以下の号給 | 1級 |
| | | 12号給から15号給までの号給 | 2級 |
| | | 16号給以上の号給 | 3級 |
| | 2級 | | 3級 |
| | 3級 | | 3級 |
| 再任用職員 | 1級 | 第1類の給料月額 | 1級 |
| | | 第2類の給料月額 | 2級 |
| | | 第3類の給料月額 | 3級 |

附則別表第2（附則第8項 - 附則第10項関係）

| 旧職務の級 | 旧号給等 | 期間の区分 | 新号給等 | 月数 | |
|-------|------|-------|------|------|-----|
| 1級 | 6号給 | | 3号給 | 月 | |
| | 7号給 | | 4号給 | | |
| | 8号給 | | 5号給 | | |
| | 9号給 | | 6号給 | | |
| | 10号給 | | 7号給 | | |
| | 11号給 | | 8号給 | | |
| | 12号給 | | 3号給 | | |
| | 13号給 | | 4号給 | | |
| | 14号給 | | 5号給 | | |
| | 15号給 | | 6号給 | | |
| | 16号給 | | 4号給 | | |
| | 17号給 | | 5号給 | | |
| | 18号給 | | 6号給 | | |
| | 19号給 | | 7号給 | | |
| | 20号給 | | 8号給 | | |
| | 22号給 | | 9号給 | | |
| | 23号給 | 6月未満 | | 9号給 | + 6 |
| | | 6月以上 | | 10号給 | - 6 |
| | 24号給 | 6月未満 | | 10号給 | + 6 |
| | | 6月以上 | | 11号給 | - 6 |
| | 6月未満 | | 11号給 | + 6 | |

| | | | | |
|-----|----------|-------|----------|------|
| | 25号給 | 6 月以上 | 12号給 | - 6 |
| | 27号給 | | 12号給 | + 6 |
| | 28号給 | | 13号給 | |
| | 29号給 | | 14号給 | |
| | 30号給 | | 15号給 | |
| | 31号給 | | 16号給 | |
| | 32号給 | | 17号給 | |
| | 33号給 | | 18号給 | |
| | 34号給 | | 19号給 | |
| | 35号給 | | 20号給 | |
| 2 級 | 17号給 | | 17号給 | |
| | 18号給 | | 18号給 | |
| | 19号給 | | 19号給 | |
| | 20号給 | | 20号給 | |
| | 21号給 | | 21号給 | |
| | 22号給 | | 22号給 | |
| | 23号給 | | 23号給 | |
| | 24号給 | | 24号給 | |
| | 25号給 | | 25号給 | |
| | 26号給 | | 26号給 | |
| 3 級 | 24号給 | 12月未満 | 26号給 | |
| | | 12月以上 | 27号給 | - 12 |
| | 25号給 | 6 月未満 | 27号給 | + 6 |
| | | 6 月以上 | 28号給 | - 6 |
| | 429,200円 | 12月未満 | 29号給 | |
| | | 12月以上 | 30号給 | - 12 |
| | 432,700円 | 12月未満 | 31号給 | |
| | | 12月以上 | 32号給 | - 12 |
| | 436,200円 | 6 月未満 | 32号給 | + 12 |
| | | 6 月以上 | 318,000円 | - 6 |
| | 439,700円 | 6 月未満 | 318,000円 | + 18 |
| | | 6 月以上 | 319,800円 | - 6 |

備考 月数欄の「+」は加える月数を、「-」は減ずる月数を示す。

附則別表第3（附則第11項関係）

| | |
|-------------------------|----------|
| 平成19年3月31日まで | 100分の100 |
| 平成19年4月1日から平成20年3月31日まで | 100分の80 |
| 平成20年4月1日から平成21年3月31日まで | 100分の60 |
| 平成21年4月1日から平成22年3月31日まで | 100分の40 |
| 平成22年4月1日から平成23年3月31日まで | 100分の20 |

附 則（平成18年3月28日）

（施行期日等）

- 1 この協約は、締結の日から施行する。
- 2 この協約は、平成18年4月1日から適用する。

（組合員の給与の額の特例）

- 3 平成17年4月1日から平成20年3月31日までの間（以下「特例期間」という。）における組合員の給料月額、第28条第1項及び第7項並びに労働協約（平成18年1月26日）附則第11項及び労働協約（平成18年3月28日）附則第8項の規定にかかわらず、これらの規定により定められた給料の月額（以下この項において「給料基礎額」という。）から当該額に100分の3（その職務の級が1級である組合員のうちその号給が38号給以下であるもの（以下「特定職員」という。）にあっては、100分の2）を乗じて得た額（当該額に1円未満の端数を生じたときは、これを切り捨てた額）を減じた額とする。ただし、次に掲げる額の算出の基礎となる給料月額は、給料基礎額とする。

（1）手当の額

（2）第44条の規定に基づき、給与条例第16条第2項の規定の例による勤務1時間当たりの給与額

（職務の級の切替え）

- 4 組合員の平成18年4月1日（以下「適用日」という。）における職務の級（以下「新級」という。）は、適用日の前日においてその者が属していた職務の級（以下「旧級」という。）に応じて附則別表第1の新級の欄に定める職務の級とする。

（号給の切替え）

- 5 組合員の適用日における号給（以下「新号給」という。）は、次項に規定する組合員を除き、旧級、適用日の前日においてその者が受けていた号給（以下「旧号給」という。）及びその者が旧号給を受けていた期間に応じて附則別表第2に定める号給とする。
- 6 適用日の前日において給料表に定める職務の級における最高の号給を超える給料月額を受けていた職員の新号給は、新級における最高の号給とする。

（施行日前の異動者の号給の調整）

- 7 施行日前に職務の級を異にして異動した職員及びこれに準ずるものとして鳥取県教育委員会が定める職員の新号給については、その者が施行日において職務の級を異にする異動等をしたものとした場合との権衡上必要と認められる限度において、必要な調整を行うことができる。

（給料の切替えに伴う経過措置）

- 8 適用日の前日から引き続き給料表の適用を受ける職員で、その者の受ける給料月額が次の各号に掲げる区分に応じ、それぞれ当該各号に定める額に達しないこととなる職員には、給料月額のほか、その差額に相当する額を給料として支給する。

（1）職務の級が3級である職員 適用日の前日においてその者が受けていた給料月額（同日において労働協約（平成18年1月26日）附則第11項本文の規定の適用を受ける職員にあっては、同項の規定の適用がなかったものとした場合に同日においてその者が受けることとなる給料月額）に1,000分の959を乗じて得た額（その額に50円未満の端数が生じたときは、これを切り捨て、

50円以上100円未満の端数が生じたときは、これを100円に切り上げるものとする。）

（2）職務の級が2級以下の級である職員 適用日の前日においてその者が受けていた給料月額（同日において労働協約（平成18年1月26日）附則第11項本文の規定の適用

を受ける職員にあっては、同項の規定の適用がなかったものとした場合に同日においてその者が受けることとなる給料月額))に1,000分の994を乗じて得た額(その額に50円未満の端数が生じたときは、これを切り捨て、50円以上100円未満の端数が生じたときは、これを100円に切り上げるものとする。)

- 9 前項第1号の規定の適用により他の職員と著しい不均衡を生ずる場合においては、他の職員との権衡上必要と認められる限度において、必要な調整を行うことができる。

附則別表第1(附則第4項関係)

| 給料表 | 旧級 | 新級 |
|--------|----|----|
| 現業職給料表 | 1級 | 1級 |
| | 2級 | |
| | 3級 | 2級 |

附則別表第2(附則第5項関係)

| 旧号 給 | 経過期間 | 旧級 | | |
|---------|-----------|----|----|----|
| | | 1級 | 2級 | 3級 |
| 1 | 3月未満 | | | 1 |
| | 3月以上6月未満 | | | 2 |
| | 6月以上9月未満 | | | 3 |
| | 9月以上12月未満 | | | 4 |
| | 12月以上 | | | 5 |
| 2 | 3月未満 | 1 | 25 | 5 |
| | 3月以上6月未満 | 2 | 26 | 6 |
| | 6月以上9月未満 | 3 | 27 | 7 |
| | 9月以上12月未満 | 4 | 28 | 8 |
| | 12月以上 | 5 | 29 | 9 |
| 3 | 3月未満 | 5 | 29 | 9 |
| | 3月以上6月未満 | 6 | 30 | 10 |
| | 6月以上9月未満 | 7 | 31 | 11 |
| | 9月以上12月未満 | 8 | 32 | 12 |
| | 12月以上 | 9 | 33 | 13 |
| 4 | 3月未満 | 9 | 33 | 13 |
| | 3月以上6月未満 | 10 | 34 | 14 |
| | 6月以上9月未満 | 11 | 35 | 15 |
| | 9月以上12月未満 | 12 | 36 | 16 |
| | 12月以上 | 13 | 37 | 17 |
| 5 | 3月未満 | 13 | 37 | 17 |
| | 3月以上6月未満 | 14 | 38 | 18 |
| | 6月以上9月未満 | 15 | 39 | 19 |
| | 9月以上12月未満 | 16 | 40 | 20 |
| | 12月以上 | 17 | 41 | 21 |
| 6 | 3月未満 | 17 | 41 | 21 |
| | 3月以上6月未満 | 18 | 42 | 22 |
| | 6月以上9月未満 | 19 | 43 | 23 |
| | 9月以上12月未満 | 20 | 44 | 24 |
| | 12月以上 | 21 | 45 | 25 |
| 7 | 3月未満 | 21 | 45 | 25 |
| | 3月以上6月未満 | 22 | 46 | 26 |
| | 6月以上9月未満 | 23 | 47 | 27 |
| | 9月以上12月未満 | 24 | 48 | 28 |
| | 12月以上 | 25 | 49 | 29 |
| 8 | 3月未満 | 25 | 49 | 29 |
| | 3月以上6月未満 | 26 | 50 | 30 |
| | 6月以上9月未満 | 27 | 51 | 31 |
| | 9月以上12月未満 | 28 | 52 | 32 |
| | 12月以上 | 29 | 53 | 33 |
| 9 | 3月未満 | 29 | 53 | 33 |
| | 3月以上6月未満 | 29 | 54 | 34 |
| | 6月以上9月未満 | 30 | 55 | 35 |
| | 9月以上12月未満 | 30 | 56 | 36 |
| | 12月以上 | 31 | 57 | 37 |
| 10 | 3月未満 | 31 | 57 | 37 |
| | 3月以上6月未満 | 31 | 58 | 38 |
| | 6月以上9月未満 | 32 | 59 | 39 |

| | | | | |
|----|-----------|----|----|----|
| | 9月以上12月未滿 | 32 | 60 | 40 |
| | 12月以上 | 33 | 61 | 41 |
| 11 | 3月未滿 | 33 | 61 | 41 |
| | 3月以上6月未滿 | 33 | 62 | 42 |
| | 6月以上9月未滿 | 33 | 63 | 43 |
| | 9月以上12月未滿 | 34 | 64 | 44 |
| | 12月以上 | 34 | 65 | 45 |
| 12 | 3月未滿 | 34 | 65 | 45 |
| | 3月以上6月未滿 | 34 | 66 | 46 |
| | 6月以上9月未滿 | 35 | 67 | 47 |
| | 9月以上12月未滿 | 35 | 68 | 48 |
| | 12月以上 | 35 | 69 | 49 |
| 13 | 3月未滿 | 35 | 69 | 49 |
| | 3月以上6月未滿 | 36 | 70 | 50 |
| | 6月以上9月未滿 | 36 | 71 | 51 |
| | 9月以上12月未滿 | 36 | 72 | 52 |
| | 12月以上 | 37 | 73 | 53 |
| 14 | 3月未滿 | 37 | 73 | 53 |
| | 3月以上6月未滿 | 37 | 74 | 54 |
| | 6月以上9月未滿 | 37 | 75 | 55 |
| | 9月以上12月未滿 | 37 | 76 | 56 |
| | 12月以上 | 38 | 77 | 57 |
| 15 | 3月未滿 | 38 | 77 | 57 |
| | 3月以上6月未滿 | 38 | 78 | 58 |
| | 6月以上9月未滿 | 38 | 79 | 59 |
| | 9月以上12月未滿 | 38 | 80 | 60 |
| | 12月以上 | 39 | 81 | 61 |
| 16 | 3月未滿 | 39 | 81 | 61 |
| | 3月以上6月未滿 | 39 | 82 | 62 |
| | 6月以上9月未滿 | 39 | 83 | 63 |
| | 9月以上12月未滿 | 39 | 84 | 64 |
| | 12月以上 | 40 | 85 | 65 |
| 17 | 3月未滿 | | 85 | 65 |
| | 3月以上6月未滿 | | 86 | 66 |
| | 6月以上9月未滿 | | 87 | 67 |
| | 9月以上12月未滿 | | 88 | 68 |
| | 12月以上 | | 89 | 69 |
| 18 | 3月未滿 | | 89 | 69 |
| | 3月以上6月未滿 | | 90 | 70 |
| | 6月以上9月未滿 | | 91 | 71 |
| | 9月以上12月未滿 | | 92 | 72 |
| | 12月以上 | | 93 | 73 |
| 19 | 3月未滿 | | 93 | 73 |
| | 3月以上6月未滿 | | 93 | 74 |
| | 6月以上9月未滿 | | 93 | 75 |
| | 9月以上12月未滿 | | 93 | 76 |
| | 12月以上 | | 93 | 77 |
| 20 | 3月未滿 | | | 77 |
| | 3月以上6月未滿 | | | 78 |
| | 6月以上9月未滿 | | | 79 |
| | 9月以上12月未滿 | | | 80 |
| | 12月以上 | | | 81 |
| 21 | 3月未滿 | | | 81 |
| | 3月以上6月未滿 | | | 82 |
| | 6月以上9月未滿 | | | 83 |
| | 9月以上12月未滿 | | | 84 |
| | 12月以上 | | | 85 |
| 22 | 3月未滿 | | | 85 |
| | 3月以上6月未滿 | | | 86 |
| | 6月以上9月未滿 | | | 87 |
| | 9月以上12月未滿 | | | 88 |
| | 12月以上 | | | 89 |
| 23 | 3月未滿 | | | 89 |
| | 3月以上6月未滿 | | | 90 |
| | 6月以上9月未滿 | | | 91 |
| | 9月以上12月未滿 | | | 92 |
| | 12月以上 | | | 93 |
| 24 | 3月未滿 | | | 93 |
| | 3月以上6月未滿 | | | 94 |
| | 6月以上9月未滿 | | | 95 |
| | 9月以上12月未滿 | | | 96 |

| | | | | |
|----|-----------|--|--|-----|
| | 12月以上 | | | 97 |
| 25 | 3月未満 | | | 97 |
| | 3月以上6月未満 | | | 98 |
| | 6月以上9月未満 | | | 99 |
| | 9月以上12月未満 | | | 100 |
| | 12月以上 | | | 101 |
| 26 | 3月未満 | | | 101 |
| | 3月以上6月未満 | | | 102 |
| | 6月以上9月未満 | | | 103 |
| | 9月以上12月未満 | | | 104 |
| 27 | 12月以上 | | | 105 |
| | 3月未満 | | | 105 |
| | 3月以上6月未満 | | | 106 |
| | 6月以上9月未満 | | | 107 |
| | 9月以上12月未満 | | | 108 |
| 28 | 12月以上 | | | 109 |
| | 3月未満 | | | 109 |
| | 3月以上6月未満 | | | 110 |
| | 6月以上9月未満 | | | 111 |
| | 9月以上12月未満 | | | 112 |
| 29 | 12月以上 | | | 113 |
| | 3月未満 | | | 113 |
| | 3月以上6月未満 | | | 114 |
| | 6月以上9月未満 | | | 115 |
| | 9月以上12月未満 | | | 116 |
| 30 | 12月以上 | | | 117 |
| | 3月未満 | | | 117 |
| | 3月以上6月未満 | | | 118 |
| | 6月以上9月未満 | | | 119 |
| | 9月以上12月未満 | | | 120 |
| 31 | 12月以上 | | | 121 |
| | 3月未満 | | | 121 |
| | 3月以上6月未満 | | | 122 |
| | 6月以上9月未満 | | | 123 |
| | 9月以上12月未満 | | | 124 |
| 32 | 12月以上 | | | 125 |
| | 3月未満 | | | 125 |
| | 3月以上6月未満 | | | 125 |
| | 6月以上9月未満 | | | 125 |
| | 9月以上12月未満 | | | 125 |

附 則（平成18年12月20日）

この協約は、締結の日の属する月の翌月の初日（締結の日が月の初日であるときは、その日）から適用する。

附 則（平成19年3月26日）

この協約は、平成19年4月1日から適用する。

附 則（平成19年12月27日）

この協約は、締結の日から適用する。ただし、第45条の育児休業法第18条第1項に係る適用除外部分及び第47条の規定については平成20年4月1日から適用する。

附 則（平成20年3月27日）

この協約は、平成20年4月1日から適用する。

附 則（平成20年12月24日）

この協約は、平成21年1月1日から適用する。

附 則（平成23年12月 日）

この協約は、締結の日の属する月の翌月の初日（締結の日が月の初日であるときは、その日）から適用する。

別表第1（第28条関係）

現業職給料表

| 職員の 区分 | 職務の級 | 1級 | 2級 | 3級 |
|-----------|------|---------|---------|---------|
| | 号給 | 給料月額 | 給料月額 | 給料月額 |
| | | 円 | 円 | 円 |
| | 1 | 134,000 | 183,800 | 221,100 |
| | 2 | 135,100 | 185,600 | 223,000 |
| | 3 | 136,200 | 187,400 | 224,900 |
| | 4 | 137,300 | 189,200 | 226,800 |
| | 5 | 138,400 | 190,800 | 228,600 |
| | 6 | 139,500 | 192,600 | 230,600 |
| | 7 | 140,600 | 194,400 | 232,600 |
| | 8 | 141,700 | 196,200 | 234,600 |
| | 9 | 142,800 | 198,000 | 236,600 |
| | 10 | 144,100 | 199,800 | 238,600 |
| | 11 | 145,400 | 201,600 | 240,600 |
| | 12 | 146,700 | 203,400 | 242,600 |
| | 13 | 148,000 | 205,000 | 244,600 |
| | 14 | 149,500 | 206,900 | 246,600 |
| | 15 | 151,000 | 208,800 | 248,600 |
| | 16 | 152,500 | 210,700 | 250,600 |
| | 17 | 153,800 | 212,600 | 252,600 |
| | 18 | 155,300 | 214,600 | 254,600 |
| | 19 | 156,800 | 216,600 | 256,600 |
| | 20 | 158,300 | 218,600 | 258,600 |
| | 21 | 159,700 | 220,400 | 260,500 |
| | 22 | 162,300 | 222,400 | 262,400 |
| | 23 | 164,900 | 224,400 | 264,300 |
| | 24 | 167,500 | 226,400 | 266,200 |
| | 25 | 170,200 | 228,300 | 268,200 |
| | 26 | 171,900 | 230,200 | 270,100 |
| | 27 | 173,600 | 232,100 | 272,000 |
| | 28 | 175,300 | 234,000 | 273,900 |
| | 29 | 176,800 | 235,700 | 275,800 |
| | 30 | 178,600 | 237,300 | 277,700 |
| | 31 | 180,400 | 238,900 | 279,600 |
| | 32 | 182,200 | 240,500 | 281,500 |
| | 33 | 183,800 | 242,100 | 283,200 |
| | 34 | 185,300 | 243,700 | 285,100 |
| | 35 | 186,800 | 245,300 | 287,000 |
| | 36 | 188,300 | 246,900 | 288,900 |
| | 37 | 189,600 | 248,400 | 290,600 |
| | 38 | 190,900 | 250,000 | 292,400 |
| | 39 | 192,200 | 251,600 | 294,200 |
| | 40 | 193,500 | 253,200 | 296,000 |
| | 41 | 194,900 | 254,600 | 297,900 |
| | 42 | 196,200 | 256,000 | 299,600 |
| | 43 | 197,500 | 257,400 | 301,300 |
| | 44 | 198,800 | 258,800 | 303,000 |
| | 45 | 200,000 | 260,100 | 304,700 |
| | 46 | 201,300 | 261,500 | 306,400 |

再任用
職員以外
の職員

| | | | |
|-----|---------|---------|---------|
| 47 | 202,600 | 262,900 | 308,100 |
| 48 | 203,900 | 264,300 | 309,800 |
| 49 | 205,100 | 265,600 | 311,300 |
| 50 | 206,300 | 266,900 | 312,900 |
| 51 | 207,500 | 268,200 | 314,500 |
| 52 | 208,700 | 269,500 | 316,100 |
| 53 | 210,000 | 270,600 | 317,800 |
| 54 | 211,100 | 271,900 | 319,400 |
| 55 | 212,200 | 273,200 | 321,000 |
| 56 | 213,300 | 274,500 | 322,600 |
| 57 | 214,400 | 275,700 | 324,100 |
| 58 | 215,500 | 276,800 | 325,300 |
| 59 | 216,600 | 277,900 | 326,500 |
| 60 | 217,700 | 279,000 | 327,700 |
| 61 | 218,800 | 280,200 | 328,800 |
| 62 | 219,900 | 281,200 | 329,800 |
| 63 | 221,000 | 282,200 | 330,800 |
| 64 | 222,100 | 283,200 | 331,800 |
| 65 | 223,000 | 284,200 | 332,700 |
| 66 | 224,100 | 285,100 | 333,500 |
| 67 | 225,200 | 286,000 | 334,300 |
| 68 | 226,300 | 286,900 | 335,100 |
| 69 | 227,300 | 287,900 | 336,000 |
| 70 | 228,100 | 288,700 | 336,700 |
| 71 | 228,900 | 289,500 | 337,400 |
| 72 | 229,700 | 290,300 | 338,100 |
| 73 | 230,500 | 291,100 | 338,600 |
| 74 | 231,200 | 291,600 | 339,200 |
| 75 | 231,900 | 292,100 | 339,800 |
| 76 | 232,600 | 292,600 | 340,400 |
| 77 | 233,400 | 293,000 | 340,800 |
| 78 | 234,200 | 293,400 | 341,300 |
| 79 | 235,000 | 293,800 | 341,800 |
| 80 | 235,800 | 294,200 | 342,300 |
| 81 | 236,500 | 294,500 | 342,800 |
| 82 | 237,200 | 294,900 | 343,300 |
| 83 | 237,900 | 295,300 | 343,800 |
| 84 | 238,600 | 295,700 | 344,300 |
| 85 | 239,400 | 296,000 | 344,800 |
| 86 | 240,100 | 296,400 | 345,300 |
| 87 | 240,800 | 296,800 | 345,800 |
| 88 | 241,500 | 297,200 | 346,300 |
| 89 | 242,300 | 297,500 | 346,700 |
| 90 | 242,800 | 297,900 | 347,200 |
| 91 | 243,300 | 298,300 | 347,700 |
| 92 | 243,800 | 298,700 | 348,200 |
| 93 | 244,100 | 298,900 | 348,500 |
| 94 | | 299,300 | 349,000 |
| 95 | | 299,700 | 349,500 |
| 96 | | 300,100 | 350,000 |
| 97 | | 300,300 | 350,300 |
| 98 | | 300,700 | 350,800 |
| 99 | | 301,100 | 351,300 |
| 100 | | 301,500 | 351,800 |
| 101 | | 301,700 | 352,100 |

| | | | | |
|-----------|-----|---------|---------|---------|
| | 102 | | 302,100 | 352,500 |
| | 103 | | 302,500 | 352,900 |
| | 104 | | 302,900 | 353,300 |
| | 105 | | 303,100 | 353,800 |
| | 106 | | 303,500 | 354,200 |
| | 107 | | 303,900 | 354,600 |
| | 108 | | 304,300 | 355,000 |
| | 109 | | 304,500 | 355,500 |
| | 110 | | 304,900 | 355,900 |
| | 111 | | 305,300 | 356,300 |
| | 112 | | 305,700 | 356,700 |
| | 113 | | 305,900 | 357,200 |
| | 114 | | 306,300 | 357,600 |
| | 115 | | 306,700 | 358,000 |
| | 116 | | 307,100 | 358,400 |
| | 117 | | 307,300 | 358,900 |
| | 118 | | 307,600 | |
| | 119 | | 307,900 | |
| | 120 | | 308,200 | |
| | 121 | | 308,600 | |
| | 122 | | 308,900 | |
| | 123 | | 309,200 | |
| | 124 | | 309,500 | |
| | 125 | | 309,900 | |
| 再任用 職員 | | 186,800 | 214,600 | 259,000 |

備考 この表の適用を受ける職員のうち、次に掲げる職員の給料月額は、この表に定める割合（他の職員との権衡上必要と認められる限度において知事が別に定める場合は、その割合）を乗じて得た額（その額に50円未満の端数が生じたときは、これを切り捨て、50円以上100円未満の端数が生じたときは、これを100円に切り上げるものとする。）を給料月額とする。

- (1) 職務の級が1級又は2級である職員 1,000分の994
(2) 職務の級が3級である職員 1,000分の959

別表第2（第28条関係）

級 別 職 務 分 類 表

| 職務の級 | 職 務 |
|------|------------------------------------|
| 1 級 | 自動車整備士、運転士、現業主事又は学校技能主事の職務 |
| 2 級 | 困難な業務を行う自動車整備士、運転士、現業主事又は学校技能主事の職務 |
| 3 級 | 学校技能班長又は学校技能副班長の職務 |

別表第3 (第28条関係)

経 験 年 数 換 算 表

| 区 分 | | 換算率 | |
|---|---------------------------------------|------|--|
| 臨時的任用職員として本県に勤務した期間 | | 10 割 | |
| 国家公務員の期間及び他の地方公共団体又は政府若しくは県の関係機関に勤務した期間 | 職務の内容が同種とみなされる期間 | 10 割 | |
| | 職務の内容が同種とみなされない期間 | 8 割 | |
| 民間企業に勤務した期間 | 職務の内容が同種とみなされる期間 | 10 割 | |
| | 職務の内容が同種とみなされない期間 | 8 割 | |
| 学校又は講習所等の期間 | 国立又は公立の学校、講習所、私立学校法による学校若しくは各種学校の在学期間 | 10 割 | 定時制の学校又は講習所の在学期間については、同資格の他の全日制の学校の修業年限と定時制の学校又は講習所の修業年限との比を在学した期間に乗じて得た期間とする。 |
| | 繰上げ卒業となった場合の繰上げられた期間 | 10 割 | この場合の経験年数は、規定の修業年限を終わった時から起算する。 |
| | 中途退学の場合の在学期間 | 10 割 | |
| その他の期間 | 職務の内容が同種とみなされる期間 | 8 割 | |
| | 職務の内容が同種とみなされない期間 | 5 割 | |

備考 日本たばこ産業株式会社法（昭和59年法律第69号）附則第12条第1項の規定による解散前の日本専売公社、日本電信電話株式会社法（昭和59年法律第85号）附則第4条第1項の規定による解散前の日本電信電話公社、日本国有鉄道改革法（昭和61年法律第87号）附則第2項の規定による解散前の日本国有鉄道、日本国有鉄道精算事業団法（昭和61年法律第90号）による日本国有鉄道清算事業団及び地方公共団体の公社・事業団の職員としての在職期間を有する者に経験年数換算表を適用する場合には、当該在職期間を同表の「政府若しくは県の関係機関」の職員としての在職期間として取り扱うことができる。

別紙様式第 1 (第17条関係)

| 苦 情 申 立 書 | |
|-------------|--|
| 件 名 | |
| 苦 情 の 概 要 | |
| 処 理 要 望 事 項 | |
| 年 月 日 | |
| 所属学校 | |
| 職 氏 名 | |
| 殿 | |
| 印 | |

別紙様式第2 (第36条関係)

特 殊 勤 務 実 績 簿

| (月分) | | 所属 | | 職 | | 氏 | | | | |
|---------|-------------|----------|------------|-----------|---------|-----|------|---------|----------|-----|
| 特殊勤務実績簿 | | 部課 | | 名 | | 名 | | | | |
| 日 | 曜 | 所属 長印 | 直接監 督者印 | 作業に従事した時間 | | | 従事場所 | 従事内容 | 従事 者印 | 備 考 |
| | | | | 時 から | 時 まで | 時間数 | | | | |
| 1 | | | | | | | | | | |
| 2 | | | | | | | | | | |
| 3 | | | | | | | | | | |
| 4 | | | | | | | | | | |
| 5 | | | | | | | | | | |
| | | | | | | | | | | |
| | | | | | | | | | | |
| | | | | | | | | | | |
| | | | | | | | | | | |
| 28 | | | | | | | | | | |
| 29 | | | | | | | | | | |
| 30 | | | | | | | | | | |
| 31 | | | | | | | | | | |
| 計 | 条例第 条第 項第 号 | | | 日 回 | につき | 円 | 円 | 合計 円 | 支給額 円 | |
| | 条例第 条第 項第 号 | | | 日 回 | につき | 円 | 円 | | | |
| | 条例第 条第 項第 号 | | | 日 回 | につき | 円 | 円 | | | |
| | 条例第 条第 項第 号 | | | 日 回 | につき | 円 | 円 | | | |

備考 所属長は、必要に応じこの様式に所要の調整を加えることができる。

平成23年12月 日

鳥取県教育委員会

委員長 笠見幸子

鳥取県高等学校現業職員労働組合

執行委員長 曲 卓也

鳥取県高等学校現業職員労働組合との労働協約の一部を改訂する協約案

鳥取県高等学校現業職員労働組合との労働協約（平成20年12月25日締結）の一部を次のように改訂する。

次の表の改訂前の欄中下線が引かれた部分（以下「改訂部分」という。）に対応する同表の改訂後の欄中下線が引かれた部分（以下「改訂後部分」という。）が存在する場合には、当該改訂部分を改訂後部分に改め、改訂後部分に対応する改訂部分が存在しない場合には、当該改訂後部分を加える。

| 改訂後 | 改訂前 |
|--|--|
| <p>附 則（平成18年 3月28日）</p> <p>1～7 略 （給料の切替えに伴う経過措置）</p> <p>8 <u>適用日</u>の前日から引き続き給料表の適用を受ける職員で、その者の受ける給料月額が次の各号に掲げる区分に応じ、それぞれ当該各号に定める額に達しないこととなる職員には、給料月額のほか、その差額に相当する額を給料として支給する。</p> <p>（1）職務の級が3級である職員 適用日の前日においてその者が受けていた給料月額（同日において労働協約（平成18年1月26日）附則第11項本文の規定の適用を受ける職員にあっては、同項の規定の適用がなかったものとした場合に同日においてその者が受けることとなる給料月額）に1,000分の959を乗じて得た額（その額に50円未満の端数が生じたときは、これを切り捨て、50円以上100円未満の端数が生じたときは、これを100円に切り上げるものとする。）</p> <p>（2）職務の級が2級以下の級である職員 適用日の前日においてその者が受けていた給料月額（同日において労働協約（平成18年1月26日）附則第11項本文の規定の適用を受ける職員にあっては、同項の規定の適用がなかったものとした場合に同日においてその者が受けることとなる給料月額）に1,000分の994を乗じて得た額（その額に50円未満の端数が生じたときは、これを切り捨て、50円以上100円未満の端数が生じたときは、これを100円に切り上げるものとする。）</p> <p>9 略</p> <p>別表第1（第28条関係） 現業職給料表</p> <div style="border: 1px solid black; width: 100px; height: 20px; margin: 5px auto; text-align: center;">略</div> <p>備考 この表の適用を受ける職員のうち、次に掲げる職員の給料月額は、この表に定める割合（他の職員との権衡上必要と認められる限度において知事が別に定める場合は、その割合）を乗じて得た額（その額に50円未満の端数が生じたときは、これを切り捨て、50円以上100円未満の端数が生じたときは、これを100円に切り上げるものとする。）とする。</p> <p>（1）職務の級が1級又は2級である職員 1,000分の994 （2）職務の級が3級である職員 1,000分の959</p> | <p>附 則（平成18年 3月28日）</p> <p>1～7 略 （給料の切替えに伴う経過措置）</p> <p>8 <u>施行日</u>の前日から引き続き給料表の適用を受ける職員で、その者の受ける給料月額が次の各号に掲げる区分に応じ、それぞれ当該各号に定める額に達しないこととなる職員には、給料月額のほか、その差額に相当する額を給料として支給する。</p> <p>（1）職務の級が3級である職員 適用日の前日においてその者が受けていた給料月額（労働協約（平成18年1月26日）附則第11項本文の規定の適用を受ける職員にあっては、同項の規定の適用がなかったものとした場合の給料月額）に1,000分の965を乗じて得た額（その額に50円未満の端数が生じたときは、これを切り捨て、50円以上100円未満の端数が生じたときは、これを100円に切り上げるものとする。）</p> <p>（2）職務の級が3級以外の級である職員 適用日の前日においてその者が受けていた給料月額（労働協約（平成18年1月26日）附則第11項本文の規定の適用を受ける職員にあっては、同項の規定の適用がなかったものとした場合の給料月額）</p> <p>9 略</p> <p>別表第1（第28条関係） 現業職給料表</p> <div style="border: 1px solid black; width: 100px; height: 20px; margin: 5px auto; text-align: center;">略</div> <p>備考 この表の適用を受ける職員のうち、その職務の級が3級であるものについては、同表に定める給料月額に代えて、当該給料月額にそれぞれ1,000分の965（他の職員との権衡上必要と認められる限度において知事が別に定める場合は、その割合）を乗じて得た額（その額に50円未満の端数が生じたときは、これを切り捨て、50円以上100円未満の端数が生じたときは、これを100円に切り上げるものとする。）を給料月額とする。</p> |

附 則（平成23年12月 日）

この協約は、締結の日の属する月の翌月の初日（締結の日が月の初日であるときは、その日）から適用する。